

この連絡は、気象の警報が発令されたり地震が発生したりした場合の緊急措置についてのもので、各ご家庭におかれましては見やすい場所に掲示して、緊急時にご対応ください。なお、その都度の連絡は原則として行いませんのでよろしくお願い致します。

警報発令時の措置

大阪府全域または北大阪または茨木市に「**暴風警報**」が発令された場合、下記の措置をとります。

※ 暴風警報以外の「大雨」「大雨・洪水」などの警報が発令された場合は、臨時休業ではありません。
平常通り登校させてください。

1	午前7時の時点で警報発令の場合	自宅待機
2	午前7時以降、午前9時までに警報解除の場合	解除の時点で集団登校 平常どおり授業 給食あり
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休業
4	登校後に警報が発令された場合	その時点で集団下校

★「**特別警報**」においても暴風警報と同様の措置をとらせていただきます。

※ 自宅待機の場合は、連絡しません。午前7時のニュース等を見て判断してください。

※ 学校からの連絡については、「はなまるメール」でお知らせしますので学校への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

地震発生時の措置

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
	始業前	臨時休業 登校中の場合は、学校へ向かう。
	在校時	授業中止⇒保護者引き渡し：保護者へ直接引き渡すのを原則とする。 引き渡すまで学校で保護・監督する。
	下校時	下校中の場合は、自宅へ向かう。
	翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況等により判断をする。 臨時休業の連絡がない限り登校する。	
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかが判断するので、 <u>臨時休業の連絡がない限り登校する。</u>	

※緊急時の措置の場合には、地区委員会の皆様等のご協力をお願いすることになります。
時間の経過に伴って、措置の変更がある場合など連絡が混乱し、やむを得ずご迷惑をおかけすることもあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

☞ 学校が臨時休業になった日及び暴風警報発令中は、学校施設は使用できません。